

御殿場市下水道事業  
ウォーターPPP 導入検討に関する  
サウンディング型市場調査  
第一回調査（アンケート調査）  
実施要領

御殿場市下水道課  
令和7年10月

## 目次

1. 調査の目的 .....	3
2. 調査の流れ、スケジュール .....	3
3. 対象事業と施設 .....	3
4. 調査対象者 .....	4
5. 本調査に係る質問、回答提出方法 .....	5
6. 別紙参考資料 .....	6
7. 留意事項 .....	6
8. 本調査における問合せ先 .....	6

## 1. 調査の目的

本市では、ウォーターPPP（以下「WPPP」）の導入に向けた検討を進めるにあたり、事業化の基礎資料として、民間事業者の参入意向や事業内容に対するご意見を把握することを目的に、「サウンディング型市場調査」を実施いたします。本調査では、民間企業の皆様との対話を通じて、事業手法や規模の具体化、事業者選定方法の最適化を図ることを目指しています。

今回の第1回調査（アンケート形式）では、皆様の関心の度合いや対応可能な業務範囲、事業に対するご意見などを幅広くお伺いします。調査結果は、今後の導入可能性の検討や包括的な事業者選定、契約条件の整理等に活用させていただく予定です。皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 2. 調査の流れ、スケジュール

本調査は、今回実施する第1回アンケート調査と、今年度予定している第2回調査の2段階で行うことを予定しています。第2回調査については、アンケート結果を踏まえた個別ヒアリングを実施する場合があります。なお、調査内容や回数は、今後の状況により変更となる可能性があります。また、各回の調査は任意参加とします。

本調査のスケジュールは以下の通りです。ただし第2回目以降の調査については、導入可能性調査の検討状況により変更となる場合があります。

（サウンディング調査スケジュール）

事項	日程
アンケート調査掲載	令和7年10月17日（金）
アンケートに係る質問提出	令和7年10月22日（水）17時まで
アンケートに係る質問に対する回答公表	令和7年11月4日（火）予定
アンケート回答締切	令和7年11月10日（月）17時まで
アンケート調査結果概要公表	令和7年11月下旬以降を予定
第2回（マーケットサウンディング）調査	令和7年12月上旬頃を目途にスケジュールを調整のうえ、市ホームページでお知らせします (注)

（注）検討状況により、個別ヒアリングに変更となる場合がございます。なお、個別ヒアリングに変更となった場合は市ホームページでの公表はございません。

## 3. 対象事業と施設

### （1）対象事業

御殿場市下水道事業、農業集落排水処理事業、コミュニティプラント事業

### （2）対象施設

対象処理区の全施設

#### （ア）管路

種別		管路延長 [km]	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	汚水	156	分流	H6.3	未導入
農排	汚水	12	分流	H17.5	未導入

コミュ プラ	汚水	5	分流	H12. 4	未導入
合計		173			

(イ) マンホールポンプ

種別	処理区	施設数 [か所]	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	御殿場処理区	31	分流	H6. 3	H17 導入
農排	清後山之尻	1	分流	H17. 5	H17 導入
合計		32			

(ウ) ポンプ場

種別	施設名	施設数 [か所]	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	第一中継ポンプ場	1	分流	H24. 4	H24 導入
合計		1			

(エ) 下水処理場

種別	施設名	処理能力 [m3/日]	処理方式	供用 開始	包括の有 無
公共	御殿場浄化センター	2, 500	OD 法	H6. 3	H20 導入
		14, 000	標準活性汚泥法	H9. 3	
農排	清後山之尻排水施設	419	連続流入間欠 ばっ氣方式	H17. 5	H20 導入
コミュ プラ	富士見原住宅団地 コミュニティプラント	750	回分式活性汚泥法	H12. 4	H20 導入

(オ) グラインダーポンプ

種別	処理区	施設数 [か所]	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	御殿場処理区	4	分流	H8	H17 導入
合計		4			

(カ) 真空ポンプ

種別	処理区	施設数 [か所]	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	御殿場処理区	1	分流	H20	H20 導入
合計		1			

4. 調査対象者

本調査の対象は御殿場市下水道事業等に関する業務を担っている又は WPPP、包括業務委託、官民連携事業に関心のある法人とします。ただし、以下の条件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない

者であること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。
- (3) 書類提出時に法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団の構成員でないこと。また、その統制のもとにつながること。

## 5. 本調査に係る質問、回答提出方法

### (1) 本調査に係る質問方法

本調査に関する質問がある場合は、別紙 2 「質問書」に必要事項を明記の上、受付期間中に、電子メールにてご提出ください。なお、質問書はエクセル形式のまま添付し、件名は【質問書提出】としてください。

- 受付期間

令和 7 年 10 月 17 日（金）～10 月 22 日（水）

- 提出先

「本調査における問合せ先」に記載のメールアドレス

- 質問に対する回答

質問者を匿名にした上で、令和 7 年 11 月 4 日（火）に市ホームページにて公表する予定です。

- その他

質問内容によっては、回答できない場合もありますので予めご了承ください。

### (2) 本調査への回答方法

受付期間中に、パソコン等から Microsoft Forms へアクセスしていただき、回答を入力願います。

- 調査票提出期間

令和 7 年 10 月 17 日（金）～11 月 10 日（月）

- Microsoft Forms へのアクセス方法

御殿場市下水道事業ウォーターPPP導入検討に関するサウンディング型市場調査第一回調査（アンケート調査）



<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=1FLdp0QkAkGEIMuG0LquHqjdhTPTBx1Nhggai5JSBddUQ0o3WTBPOTRaMjNSSU5NMzdVTTZIT11UNy4u>

## 6. 別紙参考資料

- (1) 別紙1：アンケート調査票（PDF版）（上記Microsoft Forms中の調査内容・質問が掲載されておりますので適宜ご参考ください。）
- (2) 別紙2：質問書
- (3) 別紙3：サウンディング調査概要書

## 7. 留意事項

### (1) 参加事業者の取り扱い

本調査への参加や質問に対する回答は、完全に任意であり、回答の有無、内容、齟齬、後日の内容や意思の変化等が、今後の調査や事業者選定プロセスに影響することはありません。

### (2) 調査結果の取扱いについて

本調査で得られた情報は、WPPP導入可能性検討以外の目的では利用いたしません。本調査の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。ただし、公表に当たっては、参加事業者の氏名・企業名等の特定がなされない形で公表し、企業ノウハウに係る内容は公表しません。

### (3) その他

- ・ 本調査における費用等については、全額参加者の負担となります。
- ・ 本調査は、今後のWPPPの導入を含め、いかなる発注、計画等が行われることを保証するものではありません。
- ・ 本調査で回答された意見や提案が、必ず公募内容や入札契約条件に反映されることを保証するものではありません。
- ・ 本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力ををお願いいたします。

## 8. 本調査における問合せ先

担当部署 : 御殿場市環境市民部下水道課

担当者 : 施設管理スタッフ

住所 : 〒412-0039 静岡県御殿場市竜 359

電話 : 0550-82-4223

FAX : 0550-84-5113

電子メールアドレス : gesui@city.gotemba.lg.jp

以上